

いたしておりますのは、委員の構成であるわけですが、したがって、この委員の構成については何か一応のめどをつけておられるのか、その点について伺いたいと思います。

○増原国務大臣 委員の具体的な選任についてはめどは、まだつけておりません。言いますならば、御意見にもありましたように、臨時行政調査会の答申を受けて、行政機構運営の改善を民間の意見を導入して推進してもらうということでございますから、臨時行政調査会の委員などに準じまして、十分意見の多いりっぱな委員さんに就任をしていただくように、そして両院の同意を要するわけですから、そういう意味で両院の同意も得られるような十分意見の多い方を民間から選ぶ、こういうつもりでおります。

○田口(誠)委員 長官の答弁で大かた了解もできましたし、わかりましたが、ただ委員を任命するまでの作業については、他の委員の任命のときにはあまりそうしたことはございせんけれども、一応与野党の意見を聴取する、こういうようなことはお考えになっているのかどうか。

○増原国務大臣 その点は、何と申しますか、両院の同意を要する問題でございますから、政府としても与野党の意見を聞きまことは当然でございます。その段階において野党の御意見を承るといふことになるかと思いますが、これは表面の問題にはいささか出しにくい問題かと思ひます。

○田口(誠)委員 その点につきましては、公式、非公式、いろいろあると思いますが、大体お考え方としては、私の受け取り方としては、与野党ともに了解のいく委員を任命するというお気持ちがあるかと思ひますので、意見を聞くテクニクについてはいろいろ方法がございまして、けれども、与野党の意見を聞いていただきまして、そして全く反対をするというような方は除外をしたり、また一方に偏するようなことのないように御配慮をお願いしたいと思ひます。その点はおそらくお考えだと思ひますが、念のためにお聞きをしておきたいと思ひます。

○増原国務大臣 御趣旨の点十分考えまして、取り運びたいと思ひます。

○田口(誠)委員 そうなりますと、この委員会の作業というものは、大かたここに抽象的に羅列はしてございしますが、諮問されるものはおよそどういう範囲のものかということですね。これは一から十まで諮問されるということでもないでしょうし、その辺のところをどういうようにお考えになつておられるか、これも承つておきたいと思ひます。

○井原政府委員 設置法案の第二条に一号から六号まで法文としては書いてございしますが、これを一口に申し上げますと、行政管理局が所掌しております組織の査定方針、それから特殊法人の新設の場合の査定の方針、それからまたそれらの重要なものについての個々の査定審査についての意見、こういうことが管理局関係の重要な事項になるかと思ひます。

それから行政監察関係では、監察の結果に基づく重要な報告事項と、計画的にやっております監察の方針と、基本計画の決定につきまして意見を聞く、大体こういう問題になると思ひます。

○田口(誠)委員 今国会にもございしましたが、私も行管のほうで了解されておったわけなんです。答申その他意見書の内容からいいますと、私も私どもとしては了解が苦しいものがあるわけなんです。おつたわけなんです。したがって、将来各省庁からいろいろ機構問題で、あるいは定員の問題で要請のありましたときには、その取り扱いというものは、なかなか政治的にならうと思ひます。したがって、絶対に政治的にならうと思ひます。いえないと思ひますけれども、厳正にこういうものは取り扱ひをしていただいて、政治性をとるというものは全くあつてはいただくと考へる考へ方を持つて、たとえば先般の外務省の設置法で出てまいりましたようなあつた問題は、各省庁から要請のありましたときには、この委員

員会にはかるのかはからないのか。いまの基本的な問題ははかるということなんですから、そういう具体的に出てきたものでほくらが審議をするときに非常におかしい、与野党ともにおかしい、したがって附帯決議までつけないければならぬというやうなものは、こういう委員会の意見をやはり聴取する必要があるのじゃないかと私は考へておりますが、その辺のところを、委員会を設置した場合にどの範囲を委員会に諮問するのか、これは基本問題といつても、その基本問題だけではない場合もあると思ひますので、その辺のところをどういうようにお考えになつておられるか、ひとつ伺いたいと思ひます。

○井原政府委員 第二条の三号に「各行政機関の機構の新設及び廃止のうち重要なものに関する審査」ということを書いております。第二条の書き出しに、審議をすると同時に、これは委員会自体が自主的に審議をして意見を申し述べるわけでありまして、それ以外に、長官が諮問をする、この二段階になつております。それで、かりに各省庁の部局の設置のような大きな問題、これは当然非常に重要な事項と思ひますけれども、これが諮問がなかつたとなれば、委員会自体が重要事項と認めて意見も述べられるわけで、私も中央省庁の機構の新設、改廃等は、当然この意見によつて行なわれる、かように考へております。

○田口(誠)委員 答申の尊重というの、これは限度があると思ひますが、ことばの表現でいいますと、どういうことになりましか。最大限に尊重をするということですか。

○増原国務大臣 これは御承知のように、こういう審議会の用語例に従つたわけでございますが、やはりこの答申は最大限に尊重をしてまいらう。ただし、書き方としてはそのとおりに行なうとはどうしても書き切れませんので、尊重をするという書き方をしておりますが、答申は最大限に尊重をしてまいりたい、かように考へます。

○田口(誠)委員 そこで、この委員会と、それからその他内閣が諮問するところの調査会とか委員

会というものが多くございしますが、ぼくの認識では、臨時行政調査会の延長というような考へ方では、この委員会が設置されることだと思つておりますので、従来できておるところの内閣が諮問するその他の委員会、調査会よりは権威のあるものというように解釈をするわけなんです。また、そうあらなければならぬと思ひます。その辺のところをやはり明確にしておかなければ、せっかくできたものも何れ私どもの要望にこたえないような仕事してもらえぬということになりますので、この点についてもひとつ明確に指示をしておいていただきたいと思います。

○井原政府委員 意見の尊重のくだりは、第三条に書いてございします。またさらに第四条に「内閣総理大臣に対する意見の申出」ということがございまして「委員会は、所掌事務に關し、必要があるとき認めるときは、長官を通じて、内閣総理大臣に意見を述べることが出来る。」これはあまり例のない立法でございまして、この内閣総理大臣は行政各部を指揮監督する立場の内閣総理大臣、内閣の首長としての総理大臣ということでありまして、それに対して意見を述べるといふことを書いております。これは意見の尊重といふことをさらに担保することに、運用としてはなるかと思つております。

○田口(誠)委員 例のない内閣総理大臣に意見を述べるといふことが第四条に明記してございしますが、そこでこういう委員会を運用する場合にとかく問題になりますことは、まあ委員会、審議会等で建議を行ないますが、これは全く形式的なものに従来なつておるわけなんです。一〇〇%調べてはおりませんけれども、委員会、審議会から建議されたものが、法律格となつてあらわれたり、それが行政指導の面で確実に生かされたりしておるものはきわめて少ないわけなんです。したがって、この総理大臣に意見を述べるといふのは、重要な問題については総理大臣にこれはこうすべきである、こう意見を述べらるわけなんです、この辺のところは、私は、従来建議案等を調査会なり

あるいは委員会、審議会等を出してありますものが消化されておらないという点から、せっかく意見を述べるといふことになっておても、そのことが実行されないという面が将来出てくるのではないかと。また、それも形式的になるのではないかと、この心配をされるわけなんです。その辺のところは、第四条をおつくりになった考え方としては、総理大臣に意見を述べれば、一〇〇％とはいわないけれども、七〇％なり八〇％なりこれは意見が通るのだというように把握しておいてよろしいものでしょうか。

○井原政府委員 答申なり意見の表明がありまして、それがどの程度行政各部に尊重されるかという問題でございますが、第一には、権限規定としてはいまの三条、四条とございますけれども、この委員会をして非常に権威を高からしめておりますのは、国会の承認人事による特別職の常勤委員のたてまえにしたとか、こういうや行政委員会に近いような立場をとっておるわけでございまして。これは直接そのこと自身が権限の問題にはなりませんが、それと先ほども申し上げましたように、第二に、ただ諮問を受けてその事項について意見を述べるといふような受け身の立場だけではございまして、積極的にこの委員会が行管の二条の各号に列記しております事項についてはみずから意見が出るわけであります。全然自発的な委員会の発意においてやれるわけでございまして。さらに一般の建議等のごとく適当にいなされるおそれはないかというおことはございしますが、そういうことも関連いたしまして、行管長官が法定兼職として委員長になっておるわけでありまして。まあ委員会の会議の席上でおるいろいろな意見というものが結論になる前の段階でも、相当に内閣に対して影響力を与えようというところは、当然想像にかたくないところでありますし、出てきました意見につきましては、行管長官と委員長が一体でございますので、ただ言いつばなしの建議になるというところは、私どもはないと考えております。

あるいは委員会、審議会等を出してありますものが消化されておらないという点から、せっかく意見を述べるといふことになっておても、そのことが実行されないという面が将来出てくるのではないかと。また、それも形式的になるのではないかと、この心配をされるわけなんです。その辺のところは、第四条をおつくりになった考え方としては、総理大臣に意見を述べれば、一〇〇％とはいわないけれども、七〇％なり八〇％なりこれは意見が通るのだというように把握しておいてよろしいものでしょうか。

○山内委員 ちょっと関連してお聞きしておきたいのですが、この二条と四条の関係ですが、二条は「長官に意見を述べ」、「長官の諮問に答申する」とあるわけですね。ところが、この委員会の委員長は長官をもつて充てておるわけでありまして。そういたしますと、これはむしろ四条のほうを生かして、総理大臣に答申し意見を述べただけでいいんじゃないですか。どうもその辺の関係が、増原さんのような公平なりっぱな人が長官のうちはいないけれども、特に法人の許可、認可ということまでも入ろうというときに、そういう諮問があった、委員長が意識的にはからおうと思えば、その会議を公平な立場に立ってやれなくなると。私はむしろ第四条をもっと強く生かして、二条の長官の諮問の答申や意見を述べるといふことではなく、直接総理大臣にやたらどうかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○増原国務大臣 そういふ御意見も立案の段階であつたのでございしますが、やはりこれは行政各部の所管の問題としては行政管長官の所管に属するものであるわけで、これを総理府に置く、あるいは内閣に置くという形にすることよりも、行管長官のところへ置くほうがよろしいという結論になつたわけでございます。権限その他のところだけから言いますと、お説のような御意見も十分成り立つわけでございしますが、その点は彼此考へまして、このような形にして、しかし、ほかの委員会には例の少ない総理大臣——これは行政各部を統括する総理大臣、総理府の長たる総理大臣ではございせん、そういう特別の権限を認めるということにいたしましたのでございまして、この形でいくことが、やはり現在の行政各部のものとしてはよくないかと。御承知のように、臨調の答申は、総理府を拡充して国務大臣たる総理府長官のところにこれを置く、その総理府長官のところへ現在の行管の権限職務等を合併吸収するといふ考え方であつたわけですね。そのことが急には取り運ばせないので、やはりこういう形のほうが適正であるというふうに考えたわけでございまして。

あるいは委員会、審議会等を出してありますものが消化されておらないという点から、せっかく意見を述べるといふことになっておても、そのことが実行されないという面が将来出てくるのではないかと。また、それも形式的になるのではないかと、この心配をされるわけなんです。その辺のところは、第四条をおつくりになった考え方としては、総理大臣に意見を述べれば、一〇〇％とはいわないけれども、七〇％なり八〇％なりこれは意見が通るのだというように把握しておいてよろしいものでしょうか。

○田口(誠)委員 四十一年の七月一日から実施するので、それから、休会中に任命がされるということですね。それと両院の同意を得なければならぬ、この辺のところはどういうふうにおさばきになるのですか。

○増原国務大臣 委員の任命は、もう法文に明記してあるとおり、両院の同意が要りますので、次の国会に両院の同意を得ませんと委員は任命できない。次の国会には、用意をしておきまして御同意を得ようというにしたい。休会中にやるわけにはまいらぬということでありまして。

○田口(誠)委員 それでいいと思います。そうなりますと、七月一日というのは、法案を上げるときに修正案を出す、こういうことになりませんか。その辺はどうなりますか。

○井原政府委員 それは本法の施行は七月一日ということに考えておるわけですね。実は会期延長等で、もし国会がその段階まで続いておりますと、国会が成立しておれば、その間に、七月一日以前におきましたと、委員の人事だけについては当然政府は御協議をするということをお考へしておるわけですね。その点だけは七月一日以前についても効力を発するということをお考へしております。七月一日以後、人事が行なわれず段階で国会が閉会中でありましたら、いま大臣が申し上げましたように、その次の国会で承認を得る。承認が得られなければ罷免をする、こういうことになるわけでありまして。

○田口(誠)委員 その点はわかりました。そこで、もう一つお聞きをいたしたいと思ひます。その場合は七月一日はこの法案施行日である。たまたま休会中だから、委員の任命は議院開会中ではなければならぬので、臨時国会になるわけなんです。万が一会期延長等がありまして、参議院選挙の関係で回数短縮ございますから、そういう作業はむずかしいと思ひます。これはおそろしく臨時国会に持ち込まれることが、大かた確定的なものであらうと思ひます。そこで、こ

れが充足いたしましたときに、大きな問題等を検討してもらふような場合が出てくると思う。それと申しますのは、今度の国会に提出しております社会党の中小企業者の設置の問題等は、これはもう法案として出ておるんだから、これが継続審議になるか廃案になるか、これは最終的でないといふわけですが、いづれにいたしまして、廃案になつても継続審議になつても、また次の国会に提案されてくるということになりますから、これは既定的な事実としてこういう問題が投げつけられておる、こういう判断をしておらなくてはならない。そうなりますと、やはりこういふ大きな問題を審議してもらわなくてはならないわけなんです。七人委員会が結論の出したものを行政の上で当てるためにいろいろと検討しても、どうもあつたやうな感じが、ただいま申しましたやうなあの七人委員会の基本方針とは相当変わった問題が、内容的には相違しておるものが、いま国会にも出されておるといふやうなことで、そうなりますと、そうした問題もいの一歩に取り上げていただくかなくてはならないと思ひますが、こういうものの取り扱いについてはどうお考へになるのですか。ワタ外というふうに考へられるのか、それともワタ内という考へ方で委員会に検討をさせるのか、これをお聞きしたいと思ひます。そのワタ内、ワタ外ということはわかりました。そのワタ内、ワタ外というところは、七人委員会で結論を出した意見書なりいろいろな形で意思表示されておるものを、これをワタ内というのです。そのほかの——一つの例を引いて言へば、この国会に提出されておるところの中小企業者の設置の問題、こういう問題はワタ外としていまお聞きをしたのです。ワタ外もワタ内も、両方とも御検討なさるかどうかということをお聞きするのです。

○井原政府委員 国会に提案になりました継続審議中というやうな扱いになっておるものについて、またこの委員会がこれと言えないと思ひます。しかし、これが一たん廃案になりまして政

府が再提出をするというような問題にかりになつたという場合には、当然大きな組織の問題でございすので、この委員会は意見を言うと思ひます。

○田口(誠)委員 この法案は、私どもも、七人委員会の延長として、将来機構の改正あるいは定員の問題その他を臨時行政調査会で真剣に検討して結論を出されたものを、なお監視をしつつ行政に移していただくためにこの法案を出してもらつたという気持ちを持っておつたのですし、大体いまだ聞きをいたしますと、第四条の「内閣総理大臣に意見を述べることが出来る。」云々についても、これは他の調査会なり委員会と違つて、相当權威のある意見にもなり、政府としてもそれは最大限に尊重しなければならぬ、こういうようなことも御答弁になりましたので、私のほうも大かたこの法案の内容は質問の中で了解ができましたので、この辺で質問を終わりたいと思ひます。

○河本委員 受田新吉君。

○受田委員 この法案が本院に提出されて会期末に片づけられようとしているわけですが、私は、もう参議院から回つてきた関係もあるので、ずばり一、二点の問題点を確かめておきたいと思ひます。

佐藤臨行調査会なるものとこの委員会との関係から見て、この佐藤さんという人は非常な実績をあげていただいたわけだが、新しい臨行、この行政委員会に佐藤さんを利用する心がけでおられるかどうか、お答え願ひたいと思ひます。

○増原國務大臣 新しい委員会に佐藤さんをお願いをするかどうかについては、実はまだ結論を出してはおりません。佐藤さんという人を十分頭の中には持つておられますけれども、まだその点については全然外部に働きかけるといふ段階に至つておりませんので、この点は全然未知数というふうに御理解を願ひたいと思ひます。

○受田委員 この附則規定の中で、この法案が通つた場合に、委員の任命はすぐさま七月一日を待たなくてもやれることになっておる。そうする

と、この国会が会期延長になった場合、この延長期間、国会開会中に任命する用意があるかどうか、同意を求める用意があるかどうか、お答え願ひたいと思ひます。

○増原國務大臣 その点は、実はこのたびは国会の会期延長があるというふうな前提でものをいままで考へておりませんでしたので、ちょっとお答えをいたすほどまだ考へが固まつておりません。すみやかに御審議をいただいたあとで、会期が延長になつて相當の余裕があるということでありまして、十分その間には考へてみたいということでも、その間に必ずやるとはまだ申し上げるほどの用意ができておりません。

○受田委員 少なくともこうした重要法案を出しになる以上は、そういう用意も含めて考へて進めていかれる必要があると思ひます。会期延長がされた場合に、七月一日からすなおに発足できるように、できるならば国会の両院の同意という手続を経たものがいいので、あとから追加承認になるというふうなことは、これはとるべき道としては二次的、三次的なものです。したがつて、この月末までも会期延長がされるということであれば、当然両院の同意という手続を必ずおとりにするべきだと思ひます。またその用意ができておらない。会期延長されぬという計算だったので、まだ人選も考へていないというものは、これは行管長官としては職務怠慢である。これはもっと早く通つていたとしたら、この月の初めころに通つていたとしたら、当然——あつて会期末になるわけですが、あつてに同意を得るといふ手続がとられなければならぬわけですから、そういう意味では、通るか通らぬかわからぬからというひより見てこの法案の取り扱いをお考へになつておられるのは、これは行管長官としてはまずいやり方だと思ひます。この人選ということは、非常に大事なことです。この行政監理委員会なるものかえの軽重を問われるのは、人間をだれを選ぶかによつて私はきまますと思ひます。粗末なといつては失礼でございすが、その座にあるのに適當で

ない人が、人間だけそろえられたとしたら、置かないほうがよっぽどいいわけですから、これはフーバー委員会の性格から見てもはつきり考えられることとすし、この機会にわれわれがこれをいゝろいと検討をする場合に、日本には日本獨特のりつぱな委員会をつくつて、七人がそろつて國民が納得する方向でものを処理していただくためには、すでに人選がある程度あなたの方のほうで用意されていなければならぬ。もう候補者があがつていなければならぬ。いまから交渉して、断わられたらたいへんでございすからな。その意味では、腹案は一応お持ちだと私は思ひます。そして会期延長ということが行なわれた場合には、月末までにはつきりと国会の同意を得る、両院の同意を得る、そういう御準備は、私は必要だと思ひます。やるかやらぬかわからぬというなまぬるな考へ方での行政監理委員会がスタートするということとは、私ははなはだ不満であると思ひます。長官いかがでございすか。

○増原國務大臣 御趣旨はまことに重々拝承をいたしました。また具体的な人選に残念ながら入つておりません。おっしゃるとおり、非常に重要な人選でございすし、両院の同意を得るといふ形のものでございす。この御可決を願ひます。そのことの準備を早急に進めるつもりでございす。そのなかから短時にうまくそつういふあれができるかは——これは怠慢とおつしやられるとまことに一言もございせんが、いまのところ、まだ具体的な人選には残念ながら入つておりません。若干の人数がかかるか、かように考へるわけにございす。

○受田委員 この法律案には、附則に施行期日としてちゃんと、いまさつきから御説明されているように、ただし書きで「両議院の同意を得ることに関する部分は公布の日から」とはつきりしてあるのですから、公布の日ということになれば、きょうこれを衆議院で可決すれば、あつて公布する。そうすると、あつての本会議に、一番ぎりぎり

のところまで同意を得る道もあるわけですから、幾らで

もあるわけなんです。この規定は空文化する危険がある。わざわざ附則でこの規定を設けておいて、事実上会期延長でゆとりがあるのに、それも間に合わぬか間に合うかということになれば、この公布の日からということは削除して、七月一日からずばつとやつておいたほうがもつとはつきりしていいわけですから。この規定がある以上は、その準備ができていなければならぬわけですから。どうもこの規定を設けておきながら、規定の活用ができないような、そういうお考へは、私は賛成できない。すぐ直ちにこの手だてができるように、ちゃんと法律案に明記している以上はそれを実践に移していただきたいのです。いかがでしよう。

○増原國務大臣 御趣旨の点は、十分考へてまいりたいと思ひます。

○受田委員 そうすると、御趣旨の点といへば、国会が延長をされた場合に——延長されなくても、あつての本会議のぎりぎりのところで同意を得ることもあり得るといふ御答弁だと了解してよろしうございす。

○増原國務大臣 あしたおはかりをするというふうなことは、ちよつとなかなかねます。十分御趣旨を尊重して努力をしたいと思ひます。

○受田委員 あつてでなく、会期延長の場合にはあり得るか、それを目標にするということか、どうですか。その次の問題です。

○増原國務大臣 申し上げたように、いままでまだ具体的な人選をしておりません。そういう経過の中で御趣旨を十分尊重して努力をしてまいりたい、こういうことでございす。

○受田委員 もう一つ、この行政監理委員会の権限です。権限の中にある「長官を通じて、各行政機関の長に対し、資料の提出及び説明を求めることができる」とこの規定は、行政管理局設置法の四條の二項にある行管長官の規定と重複しないような措置をする、こういうことでございす。これは二人行管長官がおるようになつてくる場合があるわけですから、一体それは長官が両方兼ねているから、その間の連絡、調整は十分とれると

お考えでございましょうが、この行政監理委員会というものは、これは独立した機能を發揮する機関でございまして、したがって、行管長官のやることと重なることが事実問題としてあり得ると思うのです。そのあり得る場合は、この行管長官のやっているほうをそのほうへ融通するということになるのですか。

○井原政府委員 これは御審議いたしておらず設置法の第二条の中にある問題でございまして、これは提案をする際に、行政管理局の事務の大きな組織をもって行政監査、監理の作業をやっているわけでありまして、それが行管設置法四条の二項でございまして、ここでまた同じような、すでに行管にあるような資料を二重にとる必要はないわけでありまして、また、この委員会が要求する資料は、行管の事務当局も十分承知しておる必要もございまして、そういうことで、この通ずるということをしていたしたわけでありまして、対象機関に可及的に二重の負担をかける必要はない、こういう配慮をいたしたわけでありまして。

○受田委員 二重の負担をかける必要はないというそのときは、行管長官がやっている調査、意見の要求というものを一方が必要とすれば、それを流用するわけですか。

○井原政府委員 行管がすでに関係各省から資料を引き上げ、あるいはそういうもので入手しておる材料については、委員会とは不離一体でございまして、かような活用ができるわけでありまして、すでにならぬようなものがあるのに、別途やるというかっこうになりますことが適当でないで、行管長官を通ずる、こういうことにはいたしたわけでありまして。

○受田委員 その連絡、調整というものの、それから特に行政監理委員会の権威を十分確保してあげるといふような心づかい、そういうようなものを十分考慮して、この運営に当たっていただかなければならないと思うのです。これは国家行政組織法の第八条の「附属機関その他の機関」というところの機関だとおっしゃっておりますが、これ

はできればもっとも実力の發揮できる行政監理委員会にしなければならぬと私は思うのです。いままででさえも、行管長官がお人柄がよ過ぎたりなんかすると、なかなか監察権の發動、勸告権の發動などについても御遠慮されておられる。閣内において十分実力を發揮してにらみがきく行管長官があられるならば、これはもう仕事はどうでもできるということになるわけでありまして、それから、この行政監理委員会というものをほんとうに權威あるものにするためには、しっかりした人選と行管長官とのタイアップによって、各行政機関にすごい実力が發揮できるように仕事をしてもらわなければ、屋上屋を重ねる「その他の機関」になる。不要の機関、無用の機関——行政審議会を置いたほうがかえってよかったようなことで、むしろ今度のものができるよりも、行政審議会のみたないものを置いて、長官としてうるさいものがあまりなくて仕事をやるほうが能率があがる場合がある。今度は大目付、小目付の行政監理委員会に人材がそろると、行管長官はたじろぐということが起こり得る。私は、ほんとうはそのほうがいいと思う。そういうことで、人選はこの監理委員会の死命を制する問題であることを御注意して、運営面において、できればこの国会の間に、運管面において、できればこの国会の間に、ずばっと任命が行なわれて——会期が延長された場合、われわれは会期延長は反対しておるのだから、あなた方が無理やりやらうとするときには、余剰しやくしやくやれるじやないですか。長官はくそえんでおられますけれども、この会期延長が参議院でどういう手を打たれるか、ちょっとわれわれは奇々怪々に思っておるわけです。いざこれにしても、ひとつ委員の任命ということがこの委員会に重大な死活をもたらす問題であるとしてお取り扱ひにならんことを要望して、質問を終わります。

○河本委員長 伊能繁次郎君。

○伊能委員 私は、先刻山口、受田同僚議員が本法案の基本の問題について質問をせられました

が、それに関連して、二、三申し上げたいと思うわけでありまして。そのことは、本法案の成立によって、ただいま同僚議員から指摘せられたいろいろな問題も起こりますが、それと同時に、佐藤委員会が出された答申、これは政府自体も行政改革本部というようにならねばならぬという機軸をつくって目下検討中であるということ、本委員会においてしばしば私も政府委員から拝聴したところでありまして、その経過がどうなっているか、最近においてその答申がいつ実を結ぶ体制になるのかということ、答を、重ねて私はこの機会に伺っておきたい。

○井原政府委員 答申の臨調意見の具体化のこととございまして、現在改訂本部が鋭意検討を進めております。今日までに大体はつきりしておりますことは、機構の問題といたしましては、内閣機能の中でこの監理委員会をつくるということが第一でございまして。第二は、経済企画庁の中に国民生活局をつくる。これも臨調が新しい行政需要の一部分の拡充として提案した問題でございまして。それから許認可について、廃止、統合、規制の緩和、下部委譲、こういうことで約四百ばかりの、詳しくはちょっと四百に足りないのではありませんが、提案をいたしておりまして、これはいま行政管理局がこの指摘を受けております各省と個別にシラミつぶしにやっております。いまのめどでは、大体この年度中に全体の五〇％余りが臨調の意見のとおり処理をされるという一応のめどを立てております。

許認可はそういうことでございまして、次に、臨調が申しました行政機構改革以外に、事務の運営の問題としてできることが相当あるわけでありまして、これは行政事務運営に関する改革意見というほか、公務員に関するその他の方々に指摘しておりますが、これは去る五月七日に閣議決定をいたしました。これに基づいて、事務改善の決定をいたしました。これに基づいて、事務次官会議の申し合わせで具体的な推進を行管が中心になって進めておる最中でござい

ます。そのほかに、予算、会計の問題としては、すでに物品管理法の一部改正、会計法の一部改正等は、この国会で、大体臨調の申しました大蔵大臣との協議の簡素化の問題を中心といたしまして、すでに法案が可決成立いたしました。それから公務員の問題につきましても、いろいろのことを提案しておるわけでありまして、これはいち早く人事院においてすでに検討を終わらせて、できるものからやる、こういう体制になつておるわけでありまして。

いま機構問題で検討中の問題は、全庁について、特に中央省庁の機構の統廃合の問題でございまして、これはこの八月ごろまでにめどをつけ、昭和四十一年度臨調の提案しました趣旨を十分に尊重して取り入れた機構の再編成をやるべく、いま行管が中心で検討しております。近く改革本部がこの問題を中心に検討を進めよう、という段階にいたしております。

大体、概況はそういうことでございまして。なお、ちょっとおくれましたが、特殊法人約百ばかりございまして、これについていろいろ批判が強いわけでありまして、臨調も約十九について指摘をいたしておりますが、この指摘をいたしたものとそれ以外のものについて、いま行政管理局で具体的な調査を進めております。これで特殊法人についての改善意見も、相当に具体化が進められる段階になっております。ごくあらましでございまして、大体の現状は以上でござい

ます。○伊能委員 概略のお話はわかったものであります。冒頭に説明せられた臨調の答申に基づく機構の改正、これは一部は本委員会においてお説のごとく審議をいたしましたが、そのうちには、必ずしも臨調の答申にはなかったものも、さいぜん来各委員から指摘をせられたように、あるわけでありまして。それからこれは委員会とは別個に、各党の立場において、たとえば先般通過をいたしました建設省設置法の中における行政の簡素化の一端としての地方庁との関係、権限委譲等の問題、あるいは当初臨調が重要な問題として協議をせられた

は、そのほか、予算、会計の問題としては、すでに物品管理法の一部改正、会計法の一部改正等は、この国会で、大体臨調の申しました大蔵大臣との協議の簡素化の問題を中心といたしまして、すでに法案が可決成立いたしました。それから公務員の問題につきましても、いろいろのことを提案しておるわけでありまして、これはいち早く人事院においてすでに検討を終わらせて、できるものからやる、こういう体制になつておるわけでありまして。

基本の行政簡素化、全体の行政簡素化の問題については、いま井原政府委員から概略の御説明はありましたが、これは基本の問題というよりは、やや末梢の問題の御説明であつたのではないか、かように私も感ぜられたわけでございます。

この点について、私、特に増原長官に希望がたがたお尋ねを申し上げたいことは、今日のような国家公務員あるいは地方公務員の上にできたこの行政機構、これは何としても戦後二十年間のいろいろな日本の発展の過程において非常に膨張した。これはだれが見ても明らかです。したがって、これはさういふ井原政府委員のお説のごとく、各省庁の統合、改廃、合理化という問題が、当然臨調の重要な目標として論議をせられたのでありますから、この点についての基本的なめどが八月にはつくだというお話でありました。

が、はたして八月に行政改革本部でそういったドラステックな改革の方針並びに実態がでさう上るのかどうかということ、私も実は国民の一人として期待を持ちながらも危惧の念を持っておるわけでございますが、この点についての長官の明快な御答弁を重ねて伺いたい。

○増原国務大臣 御指摘のことが、最も重大な、またまことに困難な問題でございます。臨調答申のうちで、最も政府として、所管の行管としてやるべきことは、整理、統廃合、簡素化をし、合理化をするという方向であることは、御指摘のとおりでございます。そのことが最もむずかしいのでございます。臨調答申のうち、中央最高行政機構としての内閣における改革の問題、一面においては内閣の統制力の強化という形でうたつてござい

ますが、同時にこれが簡素、合理化という反面を持つておるわけでございます。中央各省庁の合理化につきましても、同様な面を持つておるわけでございます。この点につきましても、八月末ごろまでに各省庁からの意見を取りまとめるように、先ほど申し上げたわけでございます。この取りまとめだけでは、基本的な具体案がそこからすぐに出てくるというふうには、実はなかなか期待

できないと思うのでございます。これは行政改革本部で各省庁の意見の出そろつたものを取りまとめた上で、そうした基本問題に取り組みなければならぬ。同時に、その問題の推進の役として、この行政監視委員会というものを、十分に活用することが必要であるということでございます。これは政府として、重大な決意をもちましてその点は推進してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○伊能委員 その点はよくわかりましたが、それにつけ加えて、私は希望を申し上げておきたいことは、さういふようなドラステックな簡素化、強化、合理化という方針が打ち出される際には、同時に、国家公務員、地方公務員としての行政に対する基本的な姿勢についても、ぜひ政府の態度を明らかにしていただきたいということでございます。

次に、私も長い間内閣委員会の一員として本委員会における法案の審議並びに運営にあずかっておりますが、当委員会としての法案審議は、それぞれ個々の問題としては非常に重要な問題ではあります。これは内閣法の基本の問題と、国家行政組織法と、それから出る各省設置法と、この三つの関係について、法律としても、また国の行政としても、もっと簡素、合理化せられた態勢がつかれないものかどうか。戦前私どもが国家公務員として仕事をしておりました当時と比較いたしますと、しみじみさうに感ずるわけでございますが、この内閣法、国家行政組織法、各省設置法との関係における法律の合理化、簡素化ということについて、臨調においてはどうも意見が出なかつたように私は思いますが、長官としてこの点についてどういふお考えを持っておられるか、この機会にお伺いしておきたい。

○増原国務大臣 第一点の公務員のいわゆる奉仕の姿勢、態度についての御意見は、まことにそのとおりでございます。臨調の答申の中にも、公務員の制度について相当徹底した広範な答申が出て

おるわけでございます。公務員の権利の保護、確保というふうな面とともに、全体の奉仕者としての合理的、能率的な推進のための態度の確保につきまして、これは十分検討して具体案を得たいと思ひます。

次に仰せられました点は、まことにわれわれが常に感じます具体的な問題でございます。設置法関係につきまして、細部にわたるまで各省設置法を改正するという手続を常にとるということがよろしいかどうかについては、各位にも十分御意見のあるところと思うのでございます。方向としては、基本的な問題はもとより法律によつて改廃をすべきものでございますが、施行令的なものにつきましては、一々法律による方法を避けて、なおかつその間に紛争その他を生じない方法はあるかどうかというふうに考えるわけでございます。そういう点については、十分検討をいたしまして、設置法関係はすべて法律で改廃をしなければならぬということでない方向に具体的に検討をしてみたいというふうに考えるわけでございます。

○伊能委員 いまの問題は、われわれ国会自体としても、国会法との関係において取り上げなければならぬと考えておりますので、政府におかれまして、この点は法律的に十分御検討を願いたい。われわれ国会自体としても、国会法改正等の際に、この問題をぜひ合理的な方向で取り上げてみたいと考えるわけでございます。

最後に、私が希望しておきたいことは、臨調における答申等にもありますが、各種審議会、委員会の整理、統廃合、この問題がいつでも大きな議論になりながら、結論としてはさっぱり見るべきものがない。各省設置法には、依然として毎回毎回たくさんものが出てくる。この点は、どうぞひとつ行政管理局におかれましては、はっきりした方針を立てて、この審議会制度というものの再検討を願つて、国家の行政機構の責任が審議会等に藉口したり、あるいはそれに依存したりする

○河本委員長 これより本案を討論に付するのでありますが、討論の申し出もありませんので直ちに採決いたします。

行政監視委員会設置法案について採決いたします。

○河本委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

【賛成者起立】

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

この際、暫時休憩いたします。
午前十一時四十四分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕